

プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和 7 年 2 月 1 0 日

富山市長 藤井 裕久

1 業務概要

(1) 業務名

第 3 次富山市総合計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「第 3 次富山市総合計画策定支援業務委託（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 発注課

企画管理部企画調整課

(4) 履行期限

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(5) 提案限度額

40,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和 7 年度上限額 20,000,000 円、令和 8 年度上限額 20,000,000 円）

2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

ア 令和 7・8 年度入札参加資格申請（定期受付）を行っていること。参加表明書提出期限の翌日に、参加表明者の申請状況の確認を行うので、その際に当該申請を行っていることが確認できない場合は提案書の提出を認めない。また、審査の結果、入札参加資格が認められなかった場合は失格とする。

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。

- ① 親会社（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）

- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続き開始の決定を受けた会社である場合を除く）
- ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(2) 履行にあたり必要な要件

ア 体制

本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際して迅速に対応できる体制を有すること。

イ 過去の履行実績

令和７年１月から起算して過去１０年以内に、政令指定都市又は中核市が発注した総合計画策定支援業務を元請けとして完了させた業務実績があること。

ウ 再委託

再委託は認めない。ただし、必要がある場合は、あらかじめ再委託の内容を明らかにした書面により所管課との協議を行い、承諾を得ること。

3 日程及び事務手続き

(1) 業務説明資料

ア 交付期間

令和７年２月１０日（月）午後３時から同年２月２６日（水）午後５時まで

イ 交付場所及び方法

市ホームページよりダウンロードしていただくことで交付します。

(2) 参加表明書等（様式 1）、（様式 2）及び（様式 3）

ア 受付期間

令和 7 年 2 月 1 0 日（月）午後 3 時から同年 2 月 2 6 日（水）午後 5 時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

財務部契約課への持参又は郵送若しくはメールにて受け付けます。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとします。

※郵送の場合は、収受を確認するため、送付後に契約課まで電話をお願いします。

(3) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）までにメールで通知します。

(4) 質問書（様式 4）について

指定した期間内に、「質問書（様式 4）」をメールにて契約課へ提出すること。

※上記以外の方法による問い合わせには、一切応じませんのでご了承ください。

ア 受付期間

令和 7 年 2 月 1 0 日（月）午後 3 時から

同年 2 月 2 6 日（水）午後 5 時まで

イ 受付場所

財務部契約課

ウ 回答方法

回答は質問者に対して、メールにて行います。また、質問者の法人名を伏せたうえ富山市ホームページで公表します。

(5) 提案書について

ア 受付期間

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）午前 9 時から同年 3 月 1 3 日（木）午後 5 時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

財務部契約課への持参又は郵送により受け付けます。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

※郵送の場合は 3 月 1 3 日（木）必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。

ウ 提出書類

次の①～⑥について、指定様式又は任意様式（必須事項あり）により、記載してください。

なお、④～⑥については、「仕様書（別紙）」及び「提案書評価基準」中の評価基準番号を参照し、具体的に記載してください。

① 提案書表紙

② 企業等概要（様式 5）

③ 同種・類似業務の実績調書（様式 6）…評価基準番号 1

④ 業務実施体制等（様式任意）…評価基準番号 2～3

⑤ 提案内容等（様式任意）…評価基準番号 4～10

※プログラムの全体説明に加え、4～10 の各評価基準項目について自社の提案における PR ポイントを記載すること。

⑥ 見積書（様式指定なし）…評価基準番号 11

※業務内容や項目別に積算内訳を記載したもの。

※各年度の見積額が分かるように記載すること。

※市外意識調査等について、郵送等の方法により実施を検討している場合は、その費用を含むこと。

※事業者選定後、提示金額の範囲内で当該業務を発注するものとする。ただし本市の求めに応じて業務内容を追加した場合はその限りではない。

エ 提出部数

提案書 14 部

提案書（概要版） 14 部

※別途、①～⑥の電子データ（PDF ファイル形式）をメールにて提出すること。

オ 留意事項

- ・ 提案書等には自社名を記載しないこと。また、提案内容から自社名を推測されない内容とすること。
- ・ 提案書に記載する項目名称及び項番は採点が簡便に行えるよう「評価基準」の評価項目、番号を意識した構成とすること。
- ・ 提案書は A4 縦、左とじとし、ページ番号を付してください。必要に応じて、A3 版（横使い、横書き、片面使用）を可としますが、その場合は中折りすること。また、右端に各様式のインデックスを付け、左端をステープラー等でとめること。
- ・ 本市に対して特に訴えたい箇所を取りまとめた提案書（概要版）を 10 ページ以内で提出すること。なお、概要版の各項目の見出しは「評価基準」の評価項目を意識した構成とすること。

(6) 一次審査（書類審査）

5 者を超える受託候補者があった場合は、事前審査として、提出のあった提案書にて各委員による書類審査を行い、本審査となるヒアリングに進む 5 者を選定する。なお事前審査の評価項目は本審査の評価項目と同一のものとし、本審査の 1 週間前までに事前審査の結果を各受託候補者に案内するものとする。

(7) 本審査（ヒアリング）について

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施します。

ア 実施日時

令和 7 年 3 月 21 日（金）（時間及び場所は別途通知します。）

イ 実施方法

30 分以内（プレゼンテーション 20 分、質疑回答 10 分程度）

ウ 留意点

- ・ プレゼンテーションの際、自らの名称を明らかにしないこと。
- ・ 説明員は 4 名以内とする。契約の相手方となった場合、業務の責任者、担当者となる予定の者からの説明を行うこと。

- ・プロジェクター、HDMI ケーブル、スクリーン、机、椅子等については本市が用意する。その他必要機器（P C、接続ケーブル類等）については各事業者で準備すること。
- ・プレゼンテーションの内容は提案書に記載した内容のみとし、それ以外の資料の配布、投影は認めない。

(8) 選定方法・結果の通知について

ア 受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い評価します。評価基準・項目・配点は別添「評価基準」のとおりです。

イ 最低選定基準点

全審査員の合計点数 8 0 0 点のうち 4 8 0 点

ウ 結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果をメールで通知します。
 なお、実施結果については、結果通知後に参加者の名称を富山市ホームページで公表します。
 参加者数が 2 者以下であった場合、各参加者の得点が公表されますのでご注意ください。

4 選考委員会委員職氏名

委員長	富山市副市長	西田	政司
副委員長	富山大学教授	森口	毅彦
委員	企画管理部長	清水	裕樹
委員	財務部次長	石金	俊介
委員	富山国際大学教授	上坂	博亨

5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑤ 実施要領の内容を遵守しない場合
- ⑥ その他選考委員会が不適合と認める場合

6 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しません。
- (3) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託候補者に特定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (5) 本業務の契約締結は、富山市議会での令和 7 年度予算に係る議案の議決を要します。

（担当） 財務部契約課物品契約係

（電話） 076-443-2024

（メール） keiyaku-01@city.toyama.lg.jp